

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県税条例の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、書面による本人確認情報の開示を受ける場合に負担すべき費用の額を定める。

2 規則の概要

(1) 地方税法若しくは鳥取県税条例による県税の賦課徴収又は犯則事件の調査に関する事務について定めた規定中、引用している鳥取県税条例の根拠条項を改める。

(2) 書面による本人確認情報の開示を受ける場合に負担すべき当該書面の作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

ア 書面の作成に要する費用 1枚につき10円

イ 書面の送付に要する費用 送付に要する実費の額

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成23年4月1日とする。

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

理学療法士等養成施設に係る修学生であった者等の子育て環境の向上に寄与するため、理学療法士等修学資金の返還の債務の履行猶予の条件に修学生であった者等が自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しなくなった場合を加える等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 理学療法士等修学資金の返還の債務の履行猶予の条件に、理学療法士等養成施設に係る修学生であった者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内において理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の業務に従事しなくなったものが、自らの妊娠を理由として当該業務に従事しなくなった日から出産の日までの間、出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間又は3歳に達しない子を養育している間のいずれかにあるときを加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県医師養成確保奨学金、鳥取県医師海外留学資金貸付金及び鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金に係る奨学生であった者等の子育て環境の向上に寄与するため、これらの奨学金等の返還の債務の履行猶予の条件に自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の病院等を退職した場合等を加える等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県医師養成確保奨学金、鳥取県医師海外留学資金貸付金及び鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の返還の債務の履行猶予の条件に、奨学生であった者等であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の病院等を退職したものが、自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間、出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間又は3歳に達しない子を養育している間のいずれかにあるときを加える。

(2) (1)の奨学金及び貸付金の返還の債務の履行猶予の条件に、奨学生であった者等が育児休業又は介護休業を取得したときを加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

## 鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正について

### 1 規則の改正理由

鳥取県立農業大学校における実践的な教育を拡充するため、養成課程の授業科目及び授業時間数の基準の見直しを行う。

### 2 規則の概要

- (1) 養成課程の授業科目及び授業時間数の基準を改める。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

### 1 規則の改正理由

入札制度の見直しを検討しているため、平成21年度及び平成22年度において付与した入札参加資格の有効期間を入札制度の改正を行うまで延長するものとする。

### 2 規則の概要

- (1) 平成21年度及び平成22年度において付与された入札参加資格の有効期間については、知事が別に定める期限までとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。